

1. 第1条(適用範囲)

1. 当ビジネスホテル新須磨（以下、当ホテルといいます）が、宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 個別の宿泊契約において、本約款（別表を含む）と異なる事項を合意した場合は、当該事項が本約款に優先して適用されます。

2. 第2条(宿泊契約の申し込み)

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 1. (1) 宿泊される全員の名
 2. (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 3. (3) 宿泊料金(諸税を含む)
 4. (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

3. 第3条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したとき、承諾の旨をインターネットの当ホテルの公式サイト(以下、当サイトといいます)に表示した時、または、その旨の電子メールが宿泊客の指定するメールアドレスを管理するサーバーに到達した時に成立するものとします。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払期日を指定するに当り、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
5. 当ホテルが当サイトに誤った宿泊料金を提示し、当該宿泊料金に基づき宿泊契約の申込みをされ、当ホテルが承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料

金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただき、速やかにその旨の通知を差し上げます。

4. 第4条(申込金の支払いを要しない特約)

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

5. 第5条(宿泊契約締結の拒否)

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が次のイからハに該当すると認められるとき。
 1. イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 2. ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 3. ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
 - (6) 宿泊しようとする者が、当ホテルもしくはその従業員に対し暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合。
 - (7) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

- (8)天災、施設の故障、その他やむをえない事由により宿泊させることができないとき。
- (9)愛知県条例で特に定める事由があるとき。
- (10)保護者の許可のない未成年のみが宿泊するとき。
- (11)宿泊の申し込みをした者が、予約した部屋につき経済的利益を図る目的を秘して申し込みをしたとき。

6. 第6条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時(予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を60分経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

7. 第7条(当ホテルの契約解除権)

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2)宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 1. イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 2. ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 3. ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3)他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
 - (4)宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

- (5)当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合。
 - (6)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7)客室での喫煙(電子タバコ、加熱式タバコ等による喫煙を含む)、消防用設備に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - (8)宿泊契約成立後に第5条(10)(11)に定める事由が判明したとき。
 - (9)宿泊客がこの約款、当ホテルの利用規則その他別途定める約款等に違反したとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。但し、前項第6号以外の事由による場合には、いまだ提供を受けていない宿泊等のサービス等の料金相当額の違約金を申し受けま
す。この場合、第18条に基づく請求を妨げられるものではありません。

8. 第8条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1)宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、電話番号および職業
 - (2)外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3)出発日及び出発予定時刻
 - (4)その他、当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め前項の登録時にそれらを提示していただきます。

9. 第9条(客室の使用時間)

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝午前10時までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 午前10時から正午まで(レイトチェックアウト)
当ホテルが定める室料基本料金の30%
- (2) 正午から午後2時まで(レイトチェックアウト)
当ホテルが定める室料基本料金の50%
- (3) 午前10時から正午まで(アーリーチェックイン)
当ホテルが定める室料基本料金の80%
- (4) 正午から午後2時まで(アーリーチェックイン)
当ホテルが定める室料基本料金の50%
- (5) 午後2時から午後4時まで(アーリーチェックイン)
当ホテルが定める室料基本料金の30%

10. 第10条(利用規則の遵守)

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルがご案内する利用規則に従っていただきます。

11. 第11条(営業時間)

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は、次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーションブック等でご案内いたします。
 1. (1)フロント、キャッシャー等サービス時間 : 施設内の掲示に定めます
 1. イ) 門限
 2. ロ) フロントサービス
 2. (2)飲食(施設)その他附帯サービス施設時間 : 施設内の掲示に定めます
 1. イ) 朝食
 2. ロ) 夕食
 3. (3)附帯サービス施設時間 : 施設内の掲示に定める
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

12. 第12条(料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、当ホテルと宿泊客が個別に合意した料金によるものとします。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国政府が定める指定通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

13. 第13条(当ホテルの責任)

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当り、又はそれらの不履行により宿泊客に生じた損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

14. 第14条(契約客室の提供ができないときの取り扱い)

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

15. 第15条(寄託物等の取扱い)

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円若しくは旅館賠償責任保険を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、宿泊客から予め種類及び価額の申告のなかったものについては、15万円若しくは旅館賠償責任保険を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

16. 第16条(宿泊客手荷物又は携帯品保管)

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合は、発見日を含めて6か月間保管する

こととします。但し、消耗品、飲食物その他衛生環境を損なうもの並びに新聞、雑誌、ビニール製傘その他日常生活品等であって、所有権を放棄したと認められるものについては翌日に処分し、現金並びに貴重品については発見日を含めて7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けるか、若しくは当社所定の管理手順に従い処理することとします。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管について、当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準ずるものとします。

17. 第17条(駐車場の責任)

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当り、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えた場合は、その賠償の責めに任じます。

18. 第18条(宿泊客の責任)

1. 宿泊客によるこの約款もしくは利用規則に違反する行為及びその他宿泊客の責に帰すべき事由により、当ホテルが客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、宿泊客に、当ホテルが被った損害を賠償していただきます。

19. 第19条(裁判管轄及び準拠法)

1. 本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、もっぱら当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

以上

2025 年 9 月 26 日改定

別表「違約金(キャンセルポリシー)」(第6条関係)

1～9 室

～2日前	前日	当日・不泊
無料	50%	100%

10 室以上

オールキャンセル					
3か月前～	2か月前～	1か月前～	2週間前～	7日前～	3日前～
10%	20%	30%	60%	80%	100%
確定後の部屋数減（20%以内）					
3か月前～	2か月前～	1か月前～	2週間前～	7日前～	3日前～
－	－	－	－	60%	100%
確定後の部屋数減（21%以上）					
3か月前～	2か月前～	1か月前～	2週間前～	7日前～	3日前～
－	－	30%	50%	80%	100%

30 連泊以上

オールキャンセル					
3か月前～	2か月前～	1か月前～	2週間前～	7日前～	3日前～
－	－	30%	50%	80%	100%
確定後の泊数減（10%以上）					
3か月前～	2か月前～	1か月前～	2週間前～	7日前～	3日前～
－	－	－	－	60%	100%

10 室以上かつ 30 連泊以上

オールキャンセル					
3か月前～	2か月前～	1か月前～	2週間前～	7日前～	3日前～
10%	20%	30%	60%	80%	100%
確定後の部屋数減（20%以内）					
3か月前～	2か月前～	1か月前～	2週間前～	7日前～	3日前～
－	－	－	－	60%	100%
確定後の部屋数減（21%以上）					
3か月前～	2か月前～	1か月前～	2週間前～	7日前～	3日前～
－	－	30%	50%	80%	100%

※%は、キャンセルになった部屋の室料総額に対する違約金の比率です。

※1～9 室のキャンセルについては、室料と食事代金を含みます。

※10 室以上と、10 部屋以上かつ 30 連泊以上の場合は室料のみのキャンセル料といたします。

10 部屋以上、および 10 部屋以上かつ 30 連泊以上の場合において、食事のキャンセルは次に定めるキャンセル料を別途申し受けます。

オールキャンセル	
3日前～	前日～
50%	100%

利用規則

当ホテルをご利用のお客様には、宿泊約款第 10 条にもとづき下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則で定められた事項をお守りいただけないときには、宿泊約款第 7 条により宿泊の継続をお断りさせていただくことがありますので、ご了承くださいませ。

1. 廊下及び客室内で暖房用、炊事用、お香などの火器を使用なさないこと。
2. 客室内で喫煙なさないこと。（電子タバコ、加熱式タバコ等による喫煙を含む）なお、当ホテル所定の喫煙場所をご利用ください。

3. 高声放歌や喧騒な行為その他で、他のお客様にご迷惑を及ぼさないこと。
4. 廊下及び客室内に次に類するものをお持ち込みなさないこと。
 1. イ) 動物、鳥類(盲導犬、補助犬、介助犬を除く)
 2. ロ) 著しく悪臭を発するもの
 3. ハ) 著しく多量の物品
 4. ニ) 火薬、揮発油など発火あるいは引火しやすいもの
 5. ホ) 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
5. 廊下及び客室内で賭博、その他風紀を乱すような行為をなさないこと。
6. みだりに外来者を客室内および客室階に呼び入れたり、客室内の諸設備、諸物品を使用させたりなさないこと。
7. 客室やロビーを無断で営業所、展示会などの目的に使用なさないこと。
8. 廊下及び客室内の諸物品を、その目的以外の用途に使用なさないこと。
9. 客室内の諸物品をホテルの外へ持ち出したり、ホテル内の他の場所に移動したりなさないこと。
10. ホテルの建物や諸設備に物を取り付けたり、現状を変更するような行為をなさないこと。
11. ユニットバス内で染毛・漂白剤等の使用をなさないこと。
12. ホテルの品位をそこなうような品物を、人目につきやすい場所にお置きにならないこと。
13. ホテル内で他のお客様に広告物を配布するような行為をなさないこと。
14. 廊下やロビーなどに、所持品を放置なさないこと。
15. ホテルの外から飲食物の出前をおとりにならないこと。
16. 室内着(ナイトウェア)・スリッパ等のままで廊下・ロビー・レストラン等の公共スペースをご利用になることはご遠慮ください。
17. ご宿泊を延長なさるときは、前日までにご宿泊料を清算させていただきます。なお、お勘定は請求書をご提示申し上げた時にお支払いいただくことになっております。

2025 年 9 月 26 日 改定